

決定する旨を告げる。

一日程才四 昭和二十七年夏ダイヤ災害復旧工事施行の件

議長(田村幾太郎) 本件を上程する旨を告げる。

書記 朗 読

一助役 過日農林省より災害の情況を調査にきたかとの結果車座の片側を改築することになり三八万円の工事費で四分の三の補助がある。

議長(田村幾太郎) 本件につき要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

一日程才五 財産処分について

議長(田村幾太郎) 本件を上程する旨を告げる。

書記 朗 読

一助役 駅前文庫設置の財産として本町の現収支所を処分することになったが先に本町より拂下げの陳情がなされたので、總務治安両委員会

東京都西多摩郡麻生町役場

会に諮り本件の提議をよつた

一第ニ番(田村政一) 土地の關係はどうなるか

一助役 地主との交渉は本町の方から田村氏に交渉することになった。

一第ニ番(設楽善三) 總務治安両委員会の合同会議に於て両委員長田村幾太郎議員、田村祐一議員に交渉を委任されたので、梶氏と交渉の結果本件の通り決定したのである。

一第ニ番(瀬古清三) 本町住民である私は周知しているがそれは本町全体で使用するものか

一第ニ番(田村祐一) 私の知る所では拂下げの申請がどこにもないので、最初中央商栄会より申請したが、其の後梶氏より本町に拂下げられたい旨の申出があったので、各町内会長協議の上決定した。処分について各町内会長に於て協議すると思う。

議長(田村幾太郎) 其の後中央商栄会より申請があったが受け付けない

本町の瑞下げるものと解されたい

一第十三番(船木甚平)中沢の文番設置の際には警察と連絡して現状のようによ
不用の状態にとらうたいよう努力されたい

一議長(田村幾太郎)本件につき要議の有無を会議に諮り東京の通り
全会一致決定する旨を告げる

一日程オーストラリア買収について

一議長(田村幾太郎)本件を工程する旨を告げる

書記朗読

一助役 水道用地が三ヶ坪では狭うなので三ヶ坪としたい

一第土番(野島五)坪当り補償料は二ヶ坪

一助役 買収費は坪当り一ヶ坪 補償料は二ヶ坪 坪分のうで詰合で
取扱めたい

一議長(田村幾太郎)本件につき要議の有無を会議に諮り全会一致で
決定する

東京 都 西多摩郡 瀬田町 役場

案通り決定する旨を告げる

一議長(田村幾太郎)署名議員送る旨を指名推薦により議長が指
名する旨を会議に諮り決定する

一議長(田村幾太郎)に署名する旨を指名し一名毎に会議に諮り全会一致決定
する

田村政一 石川武雄 井ノ口 頼太郎

一議長(田村幾太郎)会議に諮る旨を告げる
一(田村幾太郎)福生町議会を閉する旨を告げる

終了 七時 五分

右会議の議案を記載しその相違ないことを証するためここに署名する

昭和二十八年三月一日

福生町議会議長

田村幾太郎

福生町議會議員

田村政一





井上頼太郎
石川武雄

會議録をお付けします。
 世調査の上署名捺印
 及び契印
 訂印をお願いします。

參月拾七日

高橋彦平 西村屋四郎 文

13	17	11
----	----	----



✓	✓	✓
---	---	---

里意
村尾種吉
船木甚平

26 25.



✓	欠	一
---	---	---

並木竹松
森田幸花
橋本雄一
丹梅泰輔
田村幾太郎
森田誠重
鮎沢美代子
村野喜平
村野盛一
村尾四郎
西村節
田村利一
高橋彦市

日定臨協會

13.	12.	11.	10.	9.	8.	7.	6.	5.	4.	3.	2.	1.
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀬古清花	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸花	並木竹松

福中町議会議員名簿 (昭和25年5月25日定臨協会)

井上頼太郎
石川武雄

摩那福生町役場

福生町議会々議録

一昭和二十八年二月二十五日福生町議会を福生町役場に招集した
一出席議員は左記の通りである

石川武雄

森田克一

井上頼太郎

田村福一

設楽美知

瀬古清彦

高橋三郎

中野七五郎

貫井伊作

野島毎

村尾禮吉

船木甚平

並木丁松

森田幸彦

橋本雄一

井梅泰輔

田村幾太郎

森田誠重

鮎沢美代子

村野克平

村野盛一

村尾四郎

西村 節

高橋彦一

一地方自治法第百七條の規定により左記の者が臨時議長となる

福生町議会議員

田村幾太郎

井上頼太郎

一時議長(田村幾太郎) 福生町議会を一時三分開会する旨を告ぐる

一時議長(田村幾太郎) 地方自治法第百二条第二項の規定により假議長の選挙を行う旨を告ぐる

一時議長(田村幾太郎) 假議長の選挙は指名推薦により送出すべき旨を会議に諮り全会一致決定する旨を告ぐる

第二番(西村節) 第十八番(田村幾太郎) 議員を推薦する旨を

第三番(高橋多二) 第三四番議員の公議に賛成する

一時議長(田村幾太郎) 上記の者を假議長とする旨を会議に諮り全会一致假議長に推薦決定する旨を告ぐる

第十八番 田村幾太郎

假議長(田村幾太郎) 福生町議会議長田村利一 全副議長森田幸藏よりそれぞれその取を辞する旨願ふあった

第四番(井上頼太郎) 辞取の理由を説明された

東京 都 西多摩郡 福生町 役場

一 假議長(田村幾太郎) 辞取願を朗読

一 第四番(井上頼太郎) 辞取の理由が薄弱であるから留任されたい

一 假議長(田村幾太郎) 協議のため休憩を告ぐる (午後二時)

一 假議長(田村幾太郎) 午後二時五十分再会を告ぐる

一 假議長(田村幾太郎) 議長又副議長の辞取願を受理するか否かを会議に諮る

う

一 第三四番(西村 節) 辞取の原因が議会の内部に含されているか若しそうでない場合議長は二年制と云うことも考えられるがこれはまた協議されているので協

議された後に辞取すべきではないか

一 假議長(田村幾太郎) そのような理由はないと思う

一 假議長(田村幾太郎) 議長又副議長の辞取を承認すべき旨を会議に諮り賛成多数に

数にても辞取を承認する旨を告ぐる

一 假議長(田村幾太郎) 会議録の署名議員は指名推薦により假議長が指名する

一時議長(田村幾太郎) 福生町議会を一時三十分開会する旨を告げる

一時議長(田村幾太郎) 地方自治法第百二條第三項の規定により假議長の選挙

を行う旨を告げる

一時議長(田村幾太郎) 假議長の選挙は指名推薦により選出すべき旨を会

議に諮り全会一致決定する旨を告げる

第三十四番(西村節) 第十八番(田村幾太郎) 議員を推薦する旨

第三十五番(高橋多二) 第三十四番議員の登壇に賛成する

一時議長(田村幾太郎) 左記の者を假議長とする旨を會議に諮り全会一致假議長に推

薦決定する旨を告げる

第十八番 田村幾太郎

假議長(田村幾太郎) 福生町議會議長田村利一 全副議長森田幸藏よりそれ

ぞれその取を辞する旨願ふ所あり

第一四番(井上頼太郎) 辞取の理由を説明された

東京 都 西 多 摩 郡 福 生 町 役 場

假議長(田村幾太郎) 辞取願を朗読

第一四番(井上頼太郎) 辞取の理由が薄弱であるから留任されたい

假議長(田村幾太郎) 協議のため休憩を告げる (午後二時)

假議長(田村幾太郎) 午後二時五十分再会を告げる

假議長(田村幾太郎) 議長及副議長の辞取願を受理するか否かを會議に諮

ら

辞取の理由として議長の三任期と三十分開会する旨を告げるとして前記の協議されたりはならぬのて辞取の理由として認められまい

い場合
の協

假議長(田村幾太郎) そのよう理由はないと思う

假議長(田村幾太郎) 議長及副議長の辞取を承認すべき旨を會議に諮り賛成多

数なり、辞取を承認する旨を告げる

假議長(田村幾太郎) 會議録の署名議員は指名推薦により假議長が指名する

旨を會議に諮り全会一致指名推薦とすることに決定する

一假議長(田村幾太郎)左記の者々指名して一名毎に會議に諮り異議なく決定する

第三十三番 村尾四郎

第三十四番 西村 節

第三十五番 高橋多一

一假議長(田村幾太郎)福生町議會を閉する旨を告ぐる

午後 三時 三十分

右會議の顛末を記載しその相違なきことを証するためここに署名する

昭和二十八年二月二十五日

福生町議會假議長 田村幾太郎

福生町議會議員 村尾四郎

西村 節

高橋多一

東京府西多摩郡福生町役場

別紙會議録を送付する。また、此調査の上

署名捺印及び契印を願ひ申上げます。

五月十一日

高橋三郎
中野七五郎
貫井伊作

告示されたので議案同封の上通知致します。

尚一般會計才入才出才事務は当日上程することによりてありますを念の爲添えまつす。

議會 さいご

校 合	
係員	
係員	

会場に招集するもの

昭和三十七年九月五日

公取送送手法第百一十條第一項及び同法
第二十七條第一項施行。政務大
臣。田村幾太郎。及び。政務大
臣。田村幾太郎。及び。政務大

昭和三十七年九月五日

福生町

氏名	氏名
田村幾太郎	田村幾太郎
田村幾太郎	田村幾太郎

旨に會議に諮り全会一致指名推薦とするに決定する

一假議長(田村幾太郎)左記の者より指名して一名毎に會議に諮り異議なく決定する

第三十三番 村尾四郎

第三十四番 西村 節

第三十五番 高橋多一

署名する

幾太郎

田村幾太郎

田村幾太郎

西多摩郡福生町役場

昭和 27 年 9 月 10 日	昭和 27 年 3 月 10 日	昭和 27 年 3 月 10 日	昭和 27 年 3 月 10 日
町長	課長	課長	課長
助役	課長	課長	課長
福生町 第一 号	課長	課長	課長
係主任	係主任	係主任	係主任
係員	係員	係員	係員
校 合	校 合	校 合	校 合

議員各氏
議長名

才面福生町議會定例会招集につて

才面福生町議會定例会を来三月十二日午後一時福生町役場に招集するに
告示されたるに議案同封の上通知致します

尚一般會計才面福生町は当日上程するに付てありまするを念のため添えまつ

議合 3月10日

東京部西多摩郡福生町役場

福生発第ニ号

昭和二十八年三月十日

殿

福生町議会議長 田村 幾太郎

为一回福生町議会定例会招集につて

为一回福生町議会定例会を来り三月十二日午右一時福生町役場に招集
する旨告示されたので議案同封の上通知致します

尚一般会計歳入歳出予算は当日以降することになっておりますので今
の為申添えます

追而 議会終了後正副議長敬送迎会を催すことになっております

から申添えます

福生町議会事務局